

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2025 年（令和 7 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m
		終 点		
1	藤沢 791 号線	鵜沼神明五丁目 785 番 4 地先	4.5	40.0
		鵜沼神明五丁目 785 番 9 地先		
2	藤沢 792 号線	西富一丁目 40 番 1 地先	2.7	59.5
		西富一丁目 206 番イ地先		
3	善行 661 号線	稲荷一丁目 26 番 6 地先	4.5	19.4
		稲荷一丁目 26 番 9 地先		
4	六会 920 号線	西俣野字北窪 117 番 39 地先	5.0	69.5
		西俣野字北窪 127 番 33 地先		
5	六会 921 号線	石川六丁目 13 番 44 地先	4.5	18.5
		石川六丁目 13 番 40 地先		
6	遠藤 392 号線	打戻字大仲 2643 番 12 地先	6.0	31.7
		打戻字大仲 2644 番 17 地先		
7	長後 945 号線	高倉字中丸 2191 番 12 地先	6.0	40.6
		高倉字中丸 2191 番 7 地先		

提案理由

藤沢 7 9 1 号線ほか 6 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。